

## 中小企業金融の再生に向けた取組み

## 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

## (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		本部、支店における協議を踏まえ、5百万円以上の要注意先等から健全化債権の対象者を抽出し、健全化対象者に対し経営改善指導、支援を積極的に行い、債権健全化に取り組む
スケジュール	15年度	5百万以上の要注意先等から債権健全化対象者を抽出。 営業店と融資部が健全化対象者リストの作成。 営業店担当者より四半期毎債権健全化報告を制度化。 融資部担当者と改善策の協議を図ることで、債権健全化及び不良債権化防止に取り組む。
	16年度	15年度同。
備考(計画の詳細)		債権健全化状況報告書を四半期毎に報告を制度化。 融資部担当者が営業店へ訪問し、対象者個別毎に、改善策の協議。 改善策に添って、債務者と個別協議。
進捗状況	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～17年3月	融資部を担当部署とし、融資部と営業店が債権健全化対象者リストを作成し、「債務者別債権健全化計画書」に基づき協議し債権健全化に努めた。 必要に応じて、店舗訪問による協議も行った。
	16年4月～17年3月	上期同
	(2)経営改善支援の取組み状況(注) 15年4月～17年3月	【基本方針】 健全化による債務者区分ランクアップを図る。 【取組み内容】 債務者の財務分析(モニタリング)による業況把握に努める。 【支援先の改善内容】 コストダウン・不稼動資産の売却・債務圧縮等を図る。 【課題】 健全化を図る為、モニタリングの徹底と分析能力向上が必要と認識している。
	16年4月～17年3月	上期同